

平成26年度 東京都計画に関する
事後評価

令和7年1月
東京都

個票 1

事業名	精神保健福祉士配置促進事業	総事業費(単位:千円)	124,200
事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都		
背景にある医療・介護ニーズ	<p>平成26年4月から改正精神保健福祉法が施行され、医療保護入院者の退院促進に関する措置として、患者本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう、精神科病院の管理者に、①退院後生活環境相談員の選任、②地域援助事業者との連携、③医療保護入院者退院支援委員会の開催等が義務付けられた。そのため、医療機関は退院後生活環境相談員の役割を担う精神保健福祉士等の人材確保が必要。</p> <p>アウトカム指標: 入院後1年時点の退院率 87.5%(H27末)→90%以上(R5末)</p>		
事業の期間	<p>令和5年4月1日～令和6年3月31日</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了</p>		
事業の内容	<p>医療保護入院者の早期退院に向けた、病院内外における調整や、退院支援計画、退院支援委員会への地域援助事業者の出席依頼など、医療と福祉の連携体制を整備する役割が精神保健福祉士に期待されることから、医療保護入院者の早期退院を目指す精神科医療機関における精神保健福祉士の確保のための人件費の補助を行う。</p> <p>アウトカム指標: 入院後1年時点の退院率 87.5%(H27末)→90%以上(R5末)</p>		
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>新たに精神保健福祉士を配置した病院の数 56病院以上</p> <p>→ 本事業を利用し精神保健福祉士を配置した病棟の在宅移行率 90%以上</p>		
アウトプット指標(達成値)	<p>新たに精神保健福祉士を配置した病院の数 35病院</p>		
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標: 入院後1年時点の退院率87.5%(H27末)→90%以上(R5末)</p> <p>(1)事業の有効性 医療機関において、退院支援を行う精神保健福祉士を配置することにより、円滑な退院を促進することができたと考えられる。</p> <p>(2)事業の効率性 別の事業での医療機関訪問を活用して積極的に事業周知を行うことにより効率的に事業を実施した。</p> <p>(3)未達成の理由等 東京都の補助条件(病棟専従)を満たすことができない病院があった。</p> <p>(4)改善の方向性 東京都の精神障害者地域移行促進事業により、長期入院者の退院促進を図り、在宅移行率の達成を目指す。</p>		
その他	<p>より多くの病院に活用してもらうため、令和6年度においても医療機関に対して積極的に周知を行う。</p>		

個票 2

事業名	精神障害者早期退院支援事業	総事業費(単位:千円)	7,821
事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業の対象となる区域	都全域		
事業の実施主体	東京都		
背景にある医療・介護ニーズ	平成26年4月から改正精神保健福祉法が施行され、医療保護入院者の退院促進に関する措置として、患者本人の人権擁護の観点から可能な限り早期治療・早期退院ができるよう、精神科病院の管理者に、①退院後生活環境相談員の選任、②地域援助事業者との連携、③医療保護入院者退院支援委員会の開催等が義務付けられた。そのため、病院における、退院支援委員会に地域援助事業者を出席させる体制の整備が必要。		
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了		
事業の内容	医療保護入院者へ地域援助事業者を紹介し本人や家族の相談支援を行うほか、退院支援委員会への地域援助事業者の出席依頼など、地域援助事業者との連携を図り、地域における医療と福祉の連携体制を整備する精神科医療機関に対する支援を行う。 ①地域援助事業者が、医療機関における医療保護入院者の退院支援のための会議へ出席した際の事前調整経費等 ②退院支援のための会議に地域援助事業者を出席させた医療機関への事務費等補助 アウトカム指標: 87.5%(H27末)→ 90%以上(R5末)		
アウトプット指標(当初の目標値)	地域援助事業者が退院支援委員会に参加した回数 2万回以上		
アウトプット指標(達成値)	地域援助事業者が退院支援委員会に参加した回数 387回		
事業の有効性・効率性	医療保護入院患者退院支援委員会等により地域援助事業者等が参加した際の費用や医療機関の事務手数料を補助することにより、地域援助事業者等が退院支援委員会等に参加する機会が増え、医療と福祉の関係者の連携が強化され、精神障害者の早期退院の支援につながる。 (1)未達成の理由等 医療保護入院患者退院支援委員会に参加していない。 (2)改善の方向性 病院に対し、東京都の精神障害者地域移行促進事業等を通じ、地域援助事業者等の参加を促す。		
その他	より多くの病院に活用してもらうため、令和6年度においても医療機関に対して積極的に周知を行う。		